医療機関と製薬企業が共催する際の報酬について

公正競争規約において、医療機関と製薬企業が共催する講演会･セミナーにおける、役割者（座長・講師等）の報酬について、以下のように定めています。

「共に主催者である医療機関と製薬企業が共催する講演会・セミナーにおいては、当該医療機関に所属される医療担当者が、座長や講師等の役割を担っている場合、その役割者は主催者の一員であるため、製薬企業から当該医療担当者に報酬をお支払いすることはできない。」としています。

ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町３丁目７番２号
TEL：03-3669-5357（代表） FAX：03-3669-3839
URL：https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/

令和８年１月作成